

平成 30 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た つ て

県内 14 町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の景気は雇用情勢も女性や高齢者を中心とした労働参加率が高まるなか、有効求人倍率をみても高水準となり、就業者数の増加も持続し、緩やかに持ち直しており、また、企業の経営体質も良好さを維持し、収益は底堅い推移が続いております。

しかし、一方で、平成 28 年度の国の一般会計の税収は、法人税、所得税、消費税のいわゆる基幹 3 税も前年度を下回り、財政運営の厳しさが垣間見れます。

町村に目を落としますと、地方税も、個人所得の伸び悩みによる税収の不透明感、またゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって大きな影響を及ぼす税制改正の議論が沈静化せず、その先行きは不透明であります。

そのような状況のなかで、住民に直結した基礎自治体として町村が担う業務は多岐に渡り、かつ迅速性が求められております。

平成 27 年度に策定した総合戦略プランも折り返しの年を迎える P D C A を行いながら、地域経済の活性化と地域再生の成果が、しっかりと現れるよう尚一層取り組むことが求められます。

また、近年のゲリラ豪雨等により、自然豊かな県内町村は、土砂災害や河川の氾濫など、未曾有な災害から、住民の安全安心を守る責務があります。

さらには、少子高齢化の波は収まらず、少子化対策に係る経費や医療費、また高齢化の進展で膨らみ続ける社会保障費は、右肩上がりとなっております。

これ以外にも多岐に渡る課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成 30 年度の「県の施策・予算に関する要望」をとりまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成 30 年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げるとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

平成 29 年 8 月 29 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏

目 次

I 重 点 要 望	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	3
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	5
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	7
5 産業の振興及び観光施策の推進	10
6 都市基盤等の整備促進	12
7 教育施策の推進	14
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進	16
II 地 域 要 望	17
1 三浦半島地域要望	17
2 湘南地域要望	19
3 足柄上地域要望	23
4 足柄下地域要望	32
5 愛甲地域要望	36
6 水源地域要望	38

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き、地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

特に、税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、町村の技能向上に資すること。

また、運用されているマイナンバー制度の今後の方向性についての情報が町村では得られておらず、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国による説明会が開催された都度、町村向けの説明会の開催など、町村に速やかに情報提供を行うこと。

イ 各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持すること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 企業の生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であるため、軽減措置の今回限りの特例とすることを国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい評価方法とともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保のために、税負担の公平性から非課税措置や特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーセントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。

イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に関し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。

ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が100%であり、普通交付税交付団体においては、実質的な収入の増に繋がっていないので、増額分の算入率についても75%とするよう、国に要望すること。

エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、幅広く使途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進するとともに、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけすること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実強化するとともに、神奈川西部地震、南関東地震については、東海地震と同様な地震対策大綱を策定し、具体的対策を着実に推進すること。また、水防対策については「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で必要となる財政的支援を含めた災害対策を強化すること。
- イ 「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」の趣旨や他県の状況等を踏まえ、自主防災組織等の設置する防災倉庫については、特例措置を講じる若しくは、神奈川県建築行政連絡協議会の定める「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においても上積み助成の補助金を創設すること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 平成28年度から創設された県単独補助である「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」について、防災倉庫など整備後の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り、災害発生時に、住民の生命、身体、財産を第一線で守る町村にとって柔軟で継続性のある補助金制度を確立すること。
- イ 自治体が発行するり災証明は、地震等の災害における補助制度である生活再建資金の手続きに必須となる証明であり、り災証明の発行にあたっては、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であるが、現状では職員の知識・経験も乏しく被災家屋のランク付けも困難な状況である。
- このため、自治体職員の被害状況の評価技術向上を図るため、引き続き研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。

ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

今回の熊本地震を契機に見直された防災基本計画のなかでも、「災害に強い強靭な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」とし、その一環で避難所や施設の耐震対策を行い、安全性を確保することが求められていることから、施設の耐震対策に対する補助メニューの創設を国に働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物の自主的な移転や建替えの際に必要となる補助、融資、税制の特別措置を早急に検討するよう国に強く働きかけること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、現状を調査し計画的に事業を推進するとともに、整備財源を国に要望し、着実に森林の保全・再生を推進すること。

(2) 森林に対する国民的支援の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることができること。

平成29年度税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、既存の県水源環境保全税との関係や、県民が利益を享受できる具体的な仕組みを、町村の意見を踏まえ、慎重に検討するとともに、町村への体制支援の強化や県の主体的な役割を明確化するなど、安易に町村へ負担を押し付けることがないような制度設計を、引き続き国へ働きかけること。

(3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るために、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図るとともに、初期投資への助成等の支援を行うことで、政府が目標とする再生エネルギーの電源比率 22～24%が達成出来るよう国へ要望すること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るために、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

(7) 林地台帳整備に係る支援

森林法の一部を改正する法律に伴い林地台帳制度が創設され、市町村が林地台帳を整備し、平成31年4月1日から本格運用することとされている。

林地台帳整備にあたっては、県が作成する森林簿との整合性を図る必要があるなど、人員の少ない町村にとって非常に負担が大きいことから、人的、財政的及び技術的支援が不可欠である。

については、林地台帳整備に関し町村が円滑に業務を行うことができるよう、各種の支援策を講じること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 町村では、小児医療費助成や障害者医療費助成など、単独で補助を行っているが、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

エ 不育症・不妊症等の特定治療助成事業について、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、国へ働きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 平成30年度の新制度移行に伴い保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとすること。激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 平成27年4月から新制度が本格スタートしたが、1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町各1/4）の他に、公定価格の27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いいるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけすること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけすること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 平成28年度に事業終了期限を迎える「保育緊急対策事業費補助」に代わる制度は、平成29年度以降に、速やかに検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人員費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環として、より一層の充実が求められている一方で、県の補助規定に制約が多く、補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

については、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国への働きかけをすること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であり、また、利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するよう国へ要望すること。

(2) 県内の観光の推進

県で策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つである「人を引きつける魅力ある地域づくり」また改定された「かながわ農業活性化指針」の施策の方向「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」でも、各町村の農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進が位置づけられており、各町村の実態を捉え、観光事業と「農業」・「漁業」といった第一次産業を結びつけたなかでの相乗効果によって、更なる活性化が図れるような新たな支援制度を確立すること。

また、併せて県管理地である観光地の施設整備について積極的な整備をすること。

(3) 国家戦略特別区域による規制緩和

東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国家戦略特別区域及び区域方針における「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」について、国は民泊の推進を図っているが、規制緩和による旅館・ホテル等への影響もさることながら、住民の安全確保の問題、良好な住環境保全の問題なども懸念されるため、今後とも町村及び地域の声に十分配慮されることを国に働きかけること。

(4) I Cカードの広域利用による観光振興

セキュリティが高いといわれるI Cカードは、今やキャッシュカードや身分証明書、なかでも乗車券はI Cカード（スイカ）が幅広く活用されている。

しかし、JR御殿場線では、鉄道乗車時に多く使用されているI Cカードが御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく日常生活で利用する方にとっても、不便を強いられている。

富士山の世界遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興を図る観点から、また、生活関連利用者の利便性の向上を図るために、静岡・山梨・神奈川三県サミットにおいて合意がされたI C乗車券の広域的利用に係わる環境整備に向け、県を跨る広域的な取組みとして、県が主体的に鉄道事業者や国に対し働きかけを行うよう引き続き要望すること。

(5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

平成 29 年 1 月現在で、58 品目 92 登録にわたるかながわブランド、なかでもお茶は、中山間地をはじめとする地域の農業を支える重要な品目である。丹沢箱根山麓一帯の地域で生産される茶は、「足柄茶」としてかながわブランドの認定を受けているが、茶の消費量は全国的に減少傾向にあり、生産者の高齢化などと相まって、茶栽培面積は減少している。

については、かながわブランドである「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共施設の整備改善及び良好な宅地の利用の増進を図るために行われる区画整理事業について、組合施行の区画整理事業と同様に、公共団体施行の事業についても、補助対象となるような新たな補助制度の創設をすること。

(2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の場が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

地方公共団体にとって創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられ、事業執行に支障をきたすため、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考え方を示すよう、国へ働きかけること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、均衡ある道路網の整備を推進するため、町村部の県道整備枠を設け、地域の実情をしっかりと把握し、町村が安全・安心な道路整備が行えるよう国に予算を確保することを働きかけること。

(5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

- イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。
- ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスターplanの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけること。

(6) 河川区域内における環境保全対策の充実

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

自治会委託制度の実態もあるとは思われるが、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するためにも、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設を計画的に更新し統合用施設として整備する際の事業費について、新たな国庫補助メニューの創設を国へ積極的に働きかけ、適正な施設の統廃合が円滑に進められようすること。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

- ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。
- イ 学校へのスクールカウンセラーの配置については、不登校など校内・学内での種々の問題行動などに、専門的な知識をもって相談業務に対応され、学校教育において成果をあげている現状を認識し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。
- ウ 学校図書館の充実については、各学校には県費職員の司書教諭が在籍しているが、専任でなくクラス担任や教科を受け持つており、図書館業務に専念できない。また、学校司書は町村でも配置しているが非常勤職員であり、学校図書館の運営について計画的、継続的に関わっていく一定の資質を備えた職員を確保することが課題であるため、国が「学校図書館ガイドライン」と同時に出した通知のとおり、司書教諭は図書館業務に専念できる教職員の配置とすること。
- エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、学校生活に入る外国籍児童・生徒にあっては、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

そして、その言語も多岐に渡るほか、生活習慣や環境の変化、制度の違いなどに対応できない児童・生徒が多い状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけすること。

(3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけすること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、県が策定を進める「かながわ教育大綱」で検討されている「地域の協力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考えるため、県のキャリア教育のための研修棟は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

(6) 外国語教育の推進

平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の充実、さらに、2020年度から新指導要領が実施されると、小学校3年生から英語教育が始めることになるため、専科教員の配置をはじめ学校現場への早期支援を充実させることを国へ働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許取得させる取り組みは推進を図ること。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとすること。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。

II 地域要望

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき南郷ヒルクライムを開催するなど、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 海岸保全施設整備の推進について(葉山町)

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向かた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会の目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の新たな産業集積拠点として、非常に大きなポテンシャルを持った地区である。また、平成25年2月には、さがみ縦貫道路沿線地域等が「さがみロボット産業特区」に指定され、平成27年3月には全線開通となつたことから、さらなる発展が期待されている。

現在、本町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と共同し、合意形成を図るための各種勉強会の開催や地権者との意見交換会を行うとともに、インターチェンジ周辺という立地条件を生かしたまちづくりの実現に向け、詳細な検討を行うための専門部会を設置するなど、精力的に取組みを進めている。

こうした中、平成29年度については、引き続き合意形成活動に努めるとともに、都市計画手続きに着手できるよう県や関係機関との調整を進めていく予定である。

しかしながら、まちづくりの実現にあたっては、本町では「組合土地区画整理事業」の実績がないことから、人的、技術的な課題、企業誘致や財源確保等の問題な

ど、数多くの課題が存在している。

については、地元の状況等をご理解いただき、事業費に対する財源措置や、企業誘致の斡旋など、まちづくりの実現について必要不可欠な支援をしていただくよう要望する。

(3) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、平成29年4月に茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行したことにより、本町に係る業務は同所内に平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所として所管部署が設定された。

しかしながら、平成30年度以降の対応については現段階では未定とされており、今後の事務所移転の方向性によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、本町の保健福祉事務所機能の方向性の決定については、町民の利便性の低下等を招くものにならないよう、引き続き本町の意見等を十分考慮したうえで、慎重な判断をされるよう強く要望する。

(4) 旧吉田茂邸に隣接する温室の利活用について（大磯町）

平成21年3月に焼失した旧吉田茂邸は、大磯町の施設として国・神奈川県ならびに全国の方々のご協力をいただきながら8年の歳月をかけて再建に至った。旧吉田茂邸は神奈川県立大磯城山公園旧吉田茂邸地区に立地し、再建した施設部分のみを町が県から借地し、平成29年4月1日から一般公開を開始している。開館以来、多くの来園・来館者で賑わいを見せている。

旧吉田茂邸に隣接している温室は、唯一焼失を免れた建物であり、生前の吉田茂が喫茶を楽しんだ場所でもあった。現在、神奈川県が管理している温室は、昭和39年に建てられ、既に50年を経過しているため文化財的な価値も高く、いわゆる別荘文化のステータスシンボルとして来園者の関心も極めて高い。しかし、現状では建物の利用はできず、外観を望むだけとなっているため、今後の利活用についての検討していただくことを要望する。

なお、利活用にあたっては、飲食や物販可能なスペースとしての検討もお願いしたい。公園内の飲食については公園管理休憩棟に設置されている飲料の自動販売機のみであり、来園者からは公園内に飲食の提供可能な施設の設置を望む声がたいへん多く寄せられている。来園者への利便とサービス向上を視野に温室の利活用についての検討と整備等の措置を講じていただくよう要望する。

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橘インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インタ下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(6) 高波(津波)対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について(中郡)

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、防潮堤の役割を西湘バイパス擁壁が代替えしていることから、海岸管理者である神奈川県が設置する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(7) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について(中郡・中井町)

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

つきましては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ魚道の設置や遊歩道、自転車道の整備をすることを要望する。

(8) 大磯港の再整備について(大磯町)

大磯港の再整備については、昨年度策定した「大磯港みなとオアシス(賑わい交流施設)整備計画基本構想」に基づき、今年度、賑わい交流施設の運営事業者を募集し、平成31年度中の「賑わい交流施設」完成を目指している。

町が実施する「賑わい交流施設」の整備に合わせ、港湾管理事務所への防災機能の付加、情報提供機能の充実やトイレの増設及びバリアフリー対策の改修、大磯港駐車場周辺のバリアフリー化及び臨港道路からの津波避難経路の整備について、町と協働して取組みを行うよう要望する。

また、「大磯港活性化整備計画」に基づく、ビジターバースの整備及び飛砂防止対策については、着実な進捗を要望する。

併せて、大磯港駐車場のトイレについても老朽化が進んでいるため、便器の洋式化を含めた大規模改修を要望する。

(9) 障害者福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

障害福祉における障害福祉サービスに対する事業者への報酬の地域区分について、現在、近隣市町との間において生活圏が同じ範囲であるが、地域区分が異なることにより、報酬額に差が生じている。

これにより、障害福祉サービス事業者の安定した運営に影響が生じていることから、地域区分の決定は、現在の市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなど、広域の設定とし、地域の実情に十分に配慮しつつ、障害福祉サービスに格差が生じないよう、国に働きかけることを要望する。

(10) 神奈川県県営団地再生計画の推進について（二宮町）

県においては、神奈川県県営団地再生計画を平成27年3月に策定し、県営住宅の再生に向けて取り組みをはじめたところであるが、百合が丘地域では住民が主体的なまちづくりを進めていることから、同地区が実施する地域活性に資する事業とともに取り組んでいただくとともに、老朽化が著しく、高齢化率も高い県営二宮団地の再整備について町及び神奈川県住宅供給公社の計画に遅れることなく、早期に実現することを要望する。

なお、県営二宮団地の再整備が早期に実現できない場合には、下水道未接続の町民に対して町が強く接続勧奨をしていることから、県においても下水道法及び町条例に基づき速やかに接続すること。

(11) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設を早期に整備すること。

3 足柄上地域要望

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域は、第7回線引き見直しにおいて一般保留区域に位置付けられ、隣接する工業団地（グリーンテクなかい）やインターチェンジを活用した、町の新たな産業拠点として地域から期待されています。

町もインターチェンジ周辺地域の整備について早期実現を図るため、現況測量や地権者との合意形成などに取り組み、鋭意努力しているところですが、人的・技術的な課題も多く存在している状況であり、下記事項を要望する。

ア 一般保留区域は中井町と秦野市の行政界を跨いで隣接した地域が指定されていますが、現在、町と市は共同で整備に取り組む方針としています。共同で事業を進めることにより、事業費の削減や有効な土地利用計画の作成などが図られ、より効果的な事業になると想っています。しかし、町と市では制度や許可権限などの違いがあることから県が調整役となって、事業化に向けたご指導とご支援を要望します。

イ 一般保留区域に隣接した農地については、進入路が狭く、台風の時には排水機能が低下し、周辺の住宅に影響を及ぼすなどの問題が発生しています。農地の有効利用と周辺環境の改善を図るため、土地改良事業などの手法を使った農地造成を検討していますが、本町では農地造成等の実績が少ないと想から、人的・技術的なご指導とご支援をお願いいたします。

ウ 県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ重要な路線ですが、道路幅員が狭小かつ急勾配な地形の箇所があり、大型車同士のすれ違いが困難となっています。そのバイパス道路として「改定・かながわのみちづくり計画」に「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付けられた道路があります。

本バイパス道路はインターチェンジ周辺地域を通過する計画であり、新たな産業拠点の整備と連携を図ることで雇用の創出と新しい人の流れをつくり、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指してまいりますので、県道77号（平塚松田）のバイパス整備に向けたご支援とご協力を要望します。

(2) 役場周辺地区まちづくりの整備促進について（中井町）

中井町役場周辺地区は、かながわ都市マスタープラン・地域別計画において、行政、業務機能に加え、居住機能、商業機能の集積を図る地区として位置付けがされており、中井町都市マスタープランにおいても中井中央公園エリアを含め、行政機能、居住機能、商業機能など複合的な都市機能の集積を図る中心拠点として整備する地域と位置付けています。

本地区に隣接する県道77号（平塚松田）比奈窪バイパスも開通され、役場周辺は、より一層、将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う地域として、多くの町民から期待されています。本地区は市街化調整区域ではありますが、町はこの地区に生涯学習センターなどの公共施設、バスターミナル、商業施設などの集積を図るとともに、隣接する地域には、定住人口増加に向けた住宅地の整備を図り、町の中心拠点としての形成を目指していきたいと考えています。

県におかれましては、この事業の方向性を検討している段階から相談に応じて頂き、また、一定のご理解と拠点整備に向けたご指導もして頂いていることには大変感謝しております。町も拠点整備の実現に向け専門部会を設置するなど、鋭意努力し取り組んでいるところですが、この事業の方向性が見えてくるにつれ、財源の確保が大きな課題となっています。市街化調整区域ということもあり国、県による補助金等も少なく、当町の財政規模をご理解いただき、事業費に対する財源措置等の支援を強く要望いたします。

(3) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（大井町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成26年度より、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の測量調査、道路設計が実施され、平成28年度には詳細設計が実施されるとともにJR御殿場線との交差部についての構造や施工方法について検討が行われるなど、整備に向けての取組みが進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、県道711号から国道255号までの区間について、スケジュールを示し、早期建設を要望する。

(4) 県道711号（小田原松田）の信号機増設について（大井町）

県道711号（小田原松田）の大井町区間における信号機未設置箇所は、要望箇所7交差点のうち、残すところ1箇所となっている。

平成28年度に小田原市區間において3箇所の交差点に信号機が新設されたことにより、全区間4車線で供用が開始された。

一方、大井町区間は、既に4車線で供用が開始されている中、町道350号線との交差箇所は、現在も仮設中央分離帯で閉鎖され、開かずの交差点となっており、当該路線の全区間で唯一の信号機未設置箇所となっている。

当該交差点の取付け町道は、既に拡幅改良工事も完了していることや小田原市区内における信号機設置の現状から、地域住民の信号機設置の意識は益々高まっている。

については、地域住民の交通安全の確保や周辺施設等へのアクセス向上を図るため早期に信号機の設置をされることを要望する。

(5) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行い、利便性向上における県と町との役割を明確にしており、林道としての整備も進めていただいているところです。現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線であることから、覚書締結後、十数年の歳月が過ぎる中、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を多数聞いており、覚書の内容での整備では安全・安心面で不安があります。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう整備を要望するとともに、覚書の内容を含めた変更協議を検討頂き、移管に向けた新たな取り組みについての調整を要望する。

(6) 森林資源の調査・利活用及び有害鳥獣対策について（松田町）

山には間伐が未実施、又は、間伐した木が搬出されずにそのまま放置された森林が多く見受けられ、その機能が十分に発揮されておらず、林業の採算性の悪化等による担い手の減少が、森林荒廃をより進行させ、有害鳥獣の被害も増加している。

県では、「かながわ森林塾」の開講や他県では類を見ない先進的なワイルドライフレンジャーの配置など有害鳥獣の対策にも力を入れていただいているが、間伐材の利用や担い手の育成については、地域からの声が大きいところがあります。

については、森林資源を有効に活用するため、当町はもとより県西地域のみならず全県を視野に入れた中で、将来の大切な社会資本である森林を有効活用できるよう

下記の事項を要望する。

- ア 間伐材(A～C材)の供給量調査
- イ 林業の担い手育成
- ウ 間伐材搬出促進事業補助制度の拡充
- エ 県産木材の消費拡大

また、有害鳥獣対策については、昨年度、国の地方創生推進交付金を活用するなど、新たな施策を展開し、町獵友会を中心とした駆除対策を推進していますが、会員数の減少及び高齢化に伴い、捕獲数が伸びていない。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遜減に向け、以下の事項を要望する。

- ア 管理捕獲目標数の着実な達成
- イ 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化
- ウ 獣獵資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発

(7) 県西地域活性化方策について（松田町）

日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しており、昨年度は地方創生推進交付金を活用しての県西地域活性化プロジェクトを実施しています。更なる地域活性化のため、以下の事項を継続して要望する。

- ア 定住化促進施策について

(ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

(イ) 県勢の持続的な発展のため、県西地域活性化プロジェクトとして、県西地域の定住人口の増加施策を実施していただいているが、それを全県単位での人口の自然増加を誘発する施策（子育て環境の充実・企業立地等）の推進に努めること。

- イ 自治基盤強化総合補助金について

(ア) 平成28年度から新たなメニューとして、地方創生推進事業を設けていただき、地方創生事業を推進する当町では、財政面で恩恵をうけることができました。しかし、本補助金の広域連携事業は「権限移譲型」と「固有型」の二種とされ、県からの権限移譲や町の行政改革を前提とした事業が対象となり補助率1/2で措置されている。他方、広域的な観光資源の整備（回遊路等）については、別事業（回遊ルート整備事業）として措置され、観光スポットのネット

トワーク強化等のように、広域波及効果や交流人口の増大に寄与する事業であっても補助率1/3であるため、補助率1/2への拡大を要望する。また、地域における諸課題を解決するため設定されている圏域特例事業(補助率1/3)においても、補助率の1/2での支援を要望する。

ウ 小田急新松田駅周辺地域の整備計画策定等に係る支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と通勤通学者を中心に1日平均約2万5千人の乗客が乗降する小田急線新松田駅は、県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所でもある。

両駅周辺地域の現況は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしております、この整備要望の声も寄せられています。

松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業といった北口周辺の整備は、町にとっても永年の課題であり、平成23年度からスタートした第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げ、25年度より周辺調査を実施しています。また、平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、「駅前広場や新松田駅北口だけではなく、新松田駅南口も含めた一体的な地域の拠点として位置付けた駅周辺地域のまちづくり及び交通安全対策」を協議しており、県西総合センターや土木事務所にも参加していただき、基本方針・基本構想の策定を進めている。

財政力に乏しい町予算(一般会計45億円強)の中で、地方創生の補助金を活用し、駅周辺地域の活性化を実施しているが、町単独では、これ以上の新松田駅周辺地域の駅前広場(ハード)整備は実現困難な状況である。

については、県西地域の活性化に向け、当該地域の交通の結節点であると同時に“北の玄関口”でもある「小田急線新松田駅」について、現在、県において整備を進めている県道711号改良事業と併せて「新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備」における多様な支援を要望する。

(8) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・会議連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっているものと考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考える。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を早急に図られるよう要望する。

(9) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

ア 「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修を適切に実施すること。

イ 一級河川において国土交通省が取り組んでいる緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について、洪水時の住民の主体的な避難を促進する観点から神奈川県が管理する河川においても実施すること。

(10) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について（足柄上郡）

足柄上郡には、高速道路や県道の整備等に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され、現在では各町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹事業としている防災・安全交付金の対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対象事業となるよう財政支援の拡充を国へ働きかけるよう要望するとともに、神奈川県道路メンテナンス会議の専門部会で検討している高速道路会社に点検などをまとめて委託する内容について、県独自の財政支援を創設するよう要望する。

(11) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するために計画された酒匂川左岸道路は、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備する計画である。

こうした中で、山北町分においては、平成27年度より社会資本整備総合交付金を用いて整備を開始しており、松田町分についても平成29年度より調査設計を行い整備に向け進めているが、事業を進める上で河川管理者として技術支援及び許認可手続きに対する特段の配慮を要望する。

(12) 林道秦野峠線の規制緩和について（足柄上郡）

林道秦野峠線は専ら林業活動による利用を原則とした林業振興型林道に位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成29年2月）では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めると規定している。

現在、林道秦野峠線は一般車両の通行が規制されているが、この林道は松田町寄地区から山北町玄倉地区を結ぶ唯一の路線になっている。

松田町と山北町の両町では県道を幹線として、その周辺に集落が点在していることから、災害時における孤立化の発生という共通の課題を有す松田町と山北町の両町により、平成29年5月に「県営秦野峠林道に関する広域連携協議会」を設置し、要望内容について協議しているところだが、既設の林道秦野峠線について、神奈川県地域防災計画にあるとおり緊急避難路や迂回路となれるように安全確保をした上で利用することで、災害時での各集落や丹沢湖などを訪れる観光客の孤立化の回避と、緊急輸送路、緊急避難路の役割を果たすことになる。

については、いつ、どのような形で発生するか分からない災害等に適切に対応すべく、林道の安全確保を図ることはもとより、災害時における緊急輸送路や緊急避難路、イベント開催日等の交通渋滞解消に向けた迂回路としての利用が図れるよう、林道通行に係る規制の緩和について特段の配慮と検討を要望する。

(13) 新東名高速道路（仮称）山北スマートＩＣ整備事業の推進に係る財政支援について（山北町）

本件については、技術的な支援を継続するとともに、国の社会資本整備総合交付金の活用などについて支援をいただける旨の回答をいただいているところであるが、国の社会資本整備総合交付金については、近年、要望額を下回る割り当てとなる事態が頻発している。

一方、本事業は平成32年度の完成を目指しているが、折しも東京オリンピック・パラリンピックの年であり、隣接県として訪日観光客の増加も見込まれることから

観光振興の側面からも好機と言え、事業進捗の遅れは回避しなければならない状況にある。

計画どおりの完成をみるには、安定的な財源確保が欠かせないが、国の交付金が不安定である実情に鑑み、県単独でも本事業の趣旨に協調する意味で、補助金等の財政的な支援を要望する。

このことは、「県西地域活性化プロジェクト」の一翼を担う本事業において、実現可能性の面からの裏打ちともなるはずである。

また、国土交通省においては、従来からの IC アクセス道路補助制度について、平成 29 年度からはスマート IC へのアクセス道路の整備を補助対象として追加するという積極的な施策展開も見られることから、貴県にも新たな動きを期待するところである。

(14) 野生生物の生息頭数調査について（山北町）

丹沢山地でのツキノワグマの生息数は 40 頭、山北町に生息するニホンザルである丹沢湖群の生息数は 29 頭とされている。

しかし現在、山北町でのツキノワグマについて目撃情報は増加しており、人里付近での錯誤捕獲や人身・生活被害等が起きている。ツキノワグマの生息数については、平成 22 年度に実施したものであるが、現在生息数は増加、生息域は南下している可能性もあり、被害が今後増加する危険性がある。また、ニホンザル（丹沢湖群）について、町民が目撃し頭数を数えたところ 50 頭近くいたという情報もあり、群れの分裂が起き、生息域の拡大による農作物被害の拡大が起きる危険性がある。

ツキノワグマ及びニホンザルの最新な生息頭数及び区域を把握するため、県による広域的な生息頭数調査を実施することを要望する。

(15) ヤマビル対策事業の強化充実について（山北町）

近年、山北町の玄倉地区ではヤマビル被害が増加傾向にあり、町の対策として、ヤマビルが多数生息する町所有の施設及びその周辺に対し環境整備（伐採、草刈、落葉掻き）とヤマビル駆除剤の散布、また、自治会へのヤマビル駆除剤の配布を行っており、平成 25 ~ 27 年度までは県のヤマビル被害対策事業費補助金（同一実施地域での補助事業は 3 年を限度）を受けてヤマビル駆除剤を購入した。しかし、被害は減少しておらず、平成 25 ~ 27 ~ 28 年度にヤマビル研究会とともに調査をおこなったところ、生息数の増加、また、生息域の拡大を確認した。ヤマビルはシカ等を媒介として生息域を拡大するため、被害が増加している主な要因に、シカの生息数増加と生息域の南下（人里付近に生息）がある。県と町ではシカの捕獲を行っているが、人里付近での生息数が増加したように感じられる。

今後もヤマビル被害は増加及び拡大する恐れがあり、ヤマビル被害を受けている地域に対して継続した対策を実施する必要があるが、ヤマビル被害対策事業費補助

金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度となっている。継続した対策を実施するため、補助期限撤廃及び補助金の増額を要望する。

(16) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

昭和60年3月の小田急線開成駅の開業以来、開成駅周辺地域では、戸建て住宅やマンションの建設が進み、人口増加が続いている。

人口増加に伴い、スーパーや金融機関が新たに立地するとともに、平成22年4月には周辺地域の児童が通学する開成南小学校が開校している。

昨年には、平成19年から取り組んできた施工区域面積約26haの開成町南部地区土地区画整理事業が完了した。

町が行った人口推計では今後10年間で約2500人の人口増加が見込まれており、流入人口が更に増加する状況にある。

また、昨年、都市計画道路山北開成小田原線の一部区間及び足柄紫水大橋が開通し、開成駅のアクセス性が飛躍的に向上し、駅周辺の交通環境は激変している。

このような人口及び駅利用者の増加に対し、町では平成8年12月に、警察官が立ち寄れる神奈川県警察松田警察署開成駅前連絡所を設置した。

平成15年度からは民間ボランティア団体「開成駅前連絡所ボランティア安全サポート」が、自主的に駅周辺のパトロール等を行っているが、住民レベルの活動には限界があり、犯罪への対処を望むことはできない。

地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

(17) 県道720号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備（開成町）

県道720号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷瀬戸屋敷通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の2区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所がある。町では地元の合意形成に向けた取組みを進めていることから、歩行者や車両の通行に危険な状況を解消するための歩道整備を要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げており、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、小規模な開発行為については各市町村の自主性に委ねられていることから、この経過措置が廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、開発区域面積の経過措置を条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（真鶴町・湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町で構成される一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後 25 年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出処分委託をしているが、施設を安定的に運転するためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が事業完了まで、引き続き補助対象事業として受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけよう要望する。

(5) 二枚貝類の検査及び貝毒等のモニタリングの事業拡大について（真鶴町）

神奈川県における沿岸水産資源再生技術開発事業において、二枚貝類の可食部検査及び貝毒等のモニタリングについては、現在事業化されているものを対象としているが、今後事業化が予定される事業についても対象とするよう事業を拡大し、神奈川県初の生食二枚貝（岩牡蠣）養殖の事業化に向けて県の支援を要望する。

(6) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

(7) 小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸等について（箱根町）

現在、小田原養護学校スクールバスの箱根方面への運行範囲は湯本までとなっており、湯本より先（箱根町内）に居住する児童・生徒及びその保護者にとって、小田原養護学校への通学に係る負担は非常に大きく、本人及び家族の生活に支障をきたしていることから、通学負担軽減のため、運行範囲延伸（仙石原地区まで）を要望する。

(8) 大涌谷における火山対策について（箱根町）

大涌谷周辺については、現在もなお、火山性ガスへの警戒のため災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、立ち入りを規制しているが、元来、大涌谷周辺は、火山活動が身近で感じられるスポットとして、多くの観光客が来訪しており、駐車場待ちの車で付近の道路は、休日を中心に慢性的に渋滞している。

以上のことから、（公財）神奈川県公園協会が管理している駐車場を2階建てにし、突発的小規模噴火の際にはシェルター施設として、また、車両での避難を安全に行うための渋滞緩和策となるよう施設整備を要望する。

(9) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

本計画には、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設が位置付けられているが、未だ着手に至らず予定が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工について要望する。

(10) 県産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などにより、PRを行っているとの回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではなく、その利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の積極的な活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について引き続き要望する。

(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタートップラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した湯河原海辺公園を整備し、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図ることが位置付けられ、平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ終了後に湯河原海辺公園を整備し、平成27年度に工事を完了した。

今後、湯河原海岸と湯河原海辺公園が一体で、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備を進める必要がある。

そこで、護岸部分の有効利用が可能となるよう新たな緩傾斜式階段護岸等の整備を早期に実施し、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を併せて要望する。

(12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響

や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(13) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(14) (仮称) ゆがわら道の駅整備に関する支援について（湯河原町）

観光産業の推進と地域の活性化を図ることを目的とした道の駅の整備に向けて、整備検討委員会を設置し検討を開始した。

県においては「道の駅かながわ」の推進体制により支援を実施し、駐車場、建屋等の施設整備、運営方法等の検討及び計画立案、関係機関との調整を円滑に推進するため、部局横断的に積極的な助言を要望する。

また、整備の実施が決定した場合、建設予定地は、町道だけでなく国道135号に面しているため、町による単独型の整備ではなく、町及び道路管理者による一体型の整備とすること及び接している河川を活用し、道の駅と一体とした親水公園の整備を要望する。

(15) 違法民泊のチェック体制の充実強化について（足柄下郡）

県内でも観光客が多く訪れ、特に宿泊需要が多い足柄下郡地域において問題となっている違法民泊に関して、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止の観点からも厳正なるチェック体制の充実強化を要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 IC 及びさがみ縦貫道相模原 IC へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成 27 年 11 月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第 1 期区間及び第 2 期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成 11 年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成 17 年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成 22 年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県におかれでは、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することにより、山腹崩壊や土砂流失といった災害が発生しにくく、地域住民が安心して生活できる地域の実現を要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かること

う、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃をはじめ、特に来訪者の多い土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み期間中における河川パトロールを実施するとともに、県内外からの河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等を積極的に取り組むよう強く要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るために森林整備を促進する必要がある。

については、地域林業形成促進事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

ウ 「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の策定に当たっては、水源環境保全・再生市町村交付金において、公共下水道の維持管理及び合併浄化槽設置に伴う支援を水源地域へ拡大するよう要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について（山北町）

当町では、三保ダム集水域において高度処理型合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、

概ね設置が完了した。しかし、設置から 10 年が経過する浄化槽が現れてきていることから、日頃の維持管理に対して経費の増加が課題となってきている。

このため、設置後 6 年以上経過した浄化槽に対して維持管理費として補助する新たな助成制度の創設について要望する。